

令和6年度第1回富山県消費生活審議会 議事要旨

1 日 時 令和6年11月18日（月）午後1時30分から3時05分まで

2 場 所 富山県庁4階大会議室

3 出席者

委 員：橋爪会長、相山委員、上田委員、江下委員、大井委員、
尾畑委員、坂井委員、桜井委員、瀬川委員、高木委員
寺岡委員、野口委員、藤本委員、松本委員、渡辺委員

事務局：竹内生活環境文化部長、杉田生活環境文化部理事、
佐度参事・県民生活課長 他

4 議事内容

(1) 諮問

・富山県消費者基本計画の策定について

(2) 報告事項

①とやま消費者プラン～富山県消費者教育推進計画～の取組みと成果について

②暮らしのアンケート（消費生活に係る県民意識調査）結果について

(3) 審議事項

・富山県消費者基本計画骨子（案）について

(1)～(3)について、資料に基づき事務局から一括説明後、意見交換

5 主な意見等

(会長)

意見交換の時間を確保する観点から、大変駆け足で報告をしていただきました。今の報告に対して質問などがありましたら挙手をお願いいたします。

(委員)

【資料2】の17ページ、消費生活出前講座等で、令和5年度実績が2,000人に対して令和6年度目標値が5,000人になっています。これは何か状況の変化があったのでしょうか。また、高校生の出前講座などはこの実績に入っているのか、お聞きします。

(事務局)

御質問いただきました消費生活出前講座には、高校生の出前講座は含まれておりません。そして、R6年は目標値で、消費生活出前講座の年間の受講者目標を5,000人と設定しています。R5年の数値は、実績が2,025人だったというのがこのグラフです。

(委員)

同じく、3ページで、令和5年度の悪質商法撃退教室に参加した者が539人、13ペー

ジで、消費生活出前講座に参加した者が103人となっています。消費生活出前講座の参加者数が2,500人にならないのですが、これは何を足して2,500人という数字になるのでしょうか。

(事務局)

県の消費者協会のくらしのアドバイザーが実施している講座の人数を含んだ数字になっています。それを足し合わせますと、この2,025人という数字になります。

(委員)

令和5年度から令和6年度に講座の人数が倍増するという計画を立てていますが、これはどうやって倍増させるのでしょうか。

(事務局)

この目標値は、平成31年のときに立てた数字です。先ほど少し御説明させていただいたとおり、コロナのときに大幅に参加人数が減りました。これまで、この計画では5,000人を目標にやってきたところですが、来年度の達成はやはり少々厳しいと感じてはおります。

(委員)

17ページの計画策定時の目標が4,400人ですが、これは毎年上げていって、令和6年には5,000人にするという計画だったのですか。

(事務局)

令和6年度末で年5,000人を超えるという目標設定になっております。

(会長)

この4,400人は、計画策定時、平成29年度の実績人数ですよ。違いますか。

(事務局)

今確認できませんが、おそらく実績に近い数字がこの4,400人だと思います。

(会長)

令和6年度の5,000人は目標だという理解でよろしいですか。

(事務局)

そうです。

(会長)

説明が違うようであれば、また補足をお願いします。

ここで御質問される方は他にいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

【資料3】の18ページ、相談窓口の認知度です。富山県消費生活センター、85.8%と認知度が高いわけですけれども、同じく【資料3】の12ページ、消費者トラブルに遭った際の相談相手が、消費生活センターは5.9%です。消費生活センターの存在は知っているけど何で利用されないのか。

また、同じく【資料3】の17ページ、消費者教育に参加したことがない理由、「講座や催しが開催されていることを知らなかった」が60.4%です。講座等や催しの開催の案内というのは、どういう方法でやっておられるのでしょうか。

(事務局)

「知っているけどなぜ利用されなかったのか」のご質問については、推測になるのですが、相談しても仕方がないと思ったというのがアンケート結果にもありましたが、インターネットで調べたり、若い人だったら、ちょっとした買物の失敗とかは、まあ、いいかなということで諦められる方もいると聞いております。

これに対し、高齢者の方、大体70歳以上の皆さんは、電話をかけて消費生活センターにいろいろなことを聞いてくださるという傾向があり、一定数、ご利用いただいていると思います。

あともう1つ、講座の開催については、消費生活センターでも、X（旧ツイッター）やホームページで広報しています。また、機関誌を発行しており、51の関係団体で構成するくらしの安心ネットとやまがございしますが、そちらを通して広報に努めています。また、新聞紙上で、くらしの安心情報を掲載する際に講座の開催はお知らせしておりますが、ちょっと目に触れなかったのか、知られなかったという方が多かったと推測しています。今後ともできるだけ皆様のお目に届くような形で広報は努めてまいりたいと考えております。

(会長)

それでは議事を進めます。次は【資料4】に基づいて、富山県消費者基本計画骨子（案）についての説明をしていただきます。

本日の審議会は、この骨子（案）についての意見交換を行うことが主な目的となります。あらかじめ見ていただいているとは思いますが、ここでもう一度確認をしていただいて、御質問や御意見があれば、後からの機会に発言していただければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(会長)

この議題は、本日の中心的な議題ですので、御出席の委員全員から御発言をいただきたいと思っております。

ただ、大変多くの委員がいらっしゃいますので、大変恐縮ですが、お1人当たり2分から3分程度をめどに、また事務局に対して質問をされてその回答を求められる場合は、回答も含めてその時間に収まるよう御配慮いただければと思います。

(委員)

基本方針の2の(2)の消費者教育の人材（担い手）の育成・活用についてです。ここには2つ挙げられていて、1つは、地域人材の育成・活用、もう1つは小・中・高等学校の教職員の指導力の向上が挙げられています。先ほどの説明を聞いていても、やはり高齢者にどう働きかけていくのかというのが1つ大きなポイントだと思います。ぜひこの地域人材の育成・活用のところに、保健、医療、福祉の専門職向け研修会の開催、具体的には地域包括支援センター職員ですとかケアマネジャーですが、そういった職員に向けての消費者教育の機会を確保していただければと思います。

(委員)

基本方針2に関連してです。【資料2】の5ページ、若年層への消費生活講座の実施ということで、高校生向け、大学生向け講座はある程度の回数を開催していますが、小中学生への出前講座がかなり少ない感じがします。過去、中学生向けは結構、開催していた時期もあるのですが、小さいうちから、もう少ししっかりと消費者教育を実施したらよいのではという思いがあります。

また、金融教育講座とも関連してくると思いますが、そちらとも絡めて、もっとこの関連する講座を増やしていったらよいと思います。

話は違いますが、最近SNSへの書き込みとか非常に多くて、私もよくSNSは使っていますが、大変便利でうまく活用できればいいものだと思います。一方で、今日のNHKのニュースで取り上げられていましたが、やはり悪口とか誹謗中傷の書き込みも非常に多いと。あまりひどい書き込みは、最近では削除も可能だと聞いています。こういったSNSへの書き込みは、やはりルールがあるということ、節度を持った書き込みをする必要があるということ、小さいうちからしっかりと教育したらよいと思います。

それからもう1つ、悪質商法や特殊詐欺に少し関連するかもしれませんが、最近、個人的に迷惑メールが山のように来て、1日に50件も60件も来ます。ブロックするという方法もあると思いますが、単純にそういった業者を摘発するとか、何か制度整備してただけなのか、それは富山県の担当業務ではないのかもしれませんが、もうちょっと何かできないものかなと単純に思ったりします。

(委員)

まず第1点目、質問です。基本方針1の(3)相談体制の充実と関係機関との連携強化の中で、「多言語化など外国人向け対応の強化等」とあります。今、技能実習生は、本当にいろんな国から来ています。この相談体制、対応の強化というのは、例えば、国際課とか国際センターとの連携等を含めての対応でしょうか。

(事務局)

国際課やセンターと連携しての対応になります。

(委員)

あともう1点、基本方針3の持続可能な社会の実現で、「人や社会、環境、地域などに配慮した消費行動の推進」とあります。【資料3】の暮らしのアンケートの10ページを見ると、人や環境に配慮して実践している消費者行動、例えば、マイバッグあるいは省エネは、これは結構、消費者にとって、ある程度インセンティブの働く消費行動です。マイバッグ、省エネは、みんな非常に実践率が高くなるのですが、一方、フェアトレード商品の購入というのは10.5%です。フェアトレード商品は、結構、割高な商品が多くなります。例えば、こういった商品に対する消費者へのインセンティブとか、助成的な、何かそういうことを具体的に実施されているのでしょうか。

(事務局)

国、県では、フェアトレード、地産地消、いろんなものを含めたエシカル消費を推進していこうということで、まずは普及啓発を行い、そういう行動を取っていただく

いう事で、今取組をさせていただいています。

たしかに、委員御指摘のインセンティブとかあれば、よりいいのかもしれませんが、今の段階は、まずエシカル消費の考え方を御理解いただくということで、今、普及啓発、PRをやっています。

(委員)

今回、基本方針2の(3)デジタル社会等に対応した消費者教育の推進という項目が新しく設けられたという説明をお聞きし、必要なことだなと思ひ説明を聞いておりました。①の具体的な取組の中に、学校、地域、そして高齢者ということが挙げられています。この頃はAIとか新しいものが登場しています。そういった次々と変わっていくデジタルの世界というものを継続的に学べるような体制をぜひつくっていただけるとありがたいと思います。

それと、もう1点ですが、基本方針2の①、学校等で教える内容についてです。いろいろな知識とか技術はもちろんですが、やはりこの頃のテレビを見ていると、人を騙したり、時には欲しいもののために暴力を振るうとか、本当にどうなっているのかなと思うようなことがいっぱい起こっています。やはり、基本となる人間の価値観というか生きる姿というか、そういうものが育っていないと、簡単にそういうところへ流れてしまうということもあると思います。ですから、学校の教育の中で、そういう心を育てる、消費者教育の中で心を育てるといふ部分をぜひ加えていただきたいと思っております。

(会長)

先ほどの委員のSNSの悪口、誹謗中傷に対する対応や迷惑メールに対する対応、今ほどの心を育てるといふことについて、消費者行政と密接に関わる部分もありますし、他の分野と関わる部分もあるのかと思いますので、消費者行政と関わる部分について、今、御発言をいただいたということで理解いたします。

(委員)

この基本方針1、基本方針2、基本方針3については、国の基本計画(素案)に基づいており、おおむねこれで進めていただければいいと思っております。

これまでは、消費者教育の推進ということが中心だったのですが、やはり、安全・安心をどう確保していくかといった点が極めて重要であると思っております。

まず、基本方針1ですが、これは、おおむね行政が主体となって行うという内容になっているのでしょうかということをお聞きします。

それから、もう1つ、基本方針3の持続可能な社会の実現ですが、これでもいいのですが、ここには様々な内容が取り込まれており、エシカル消費だけではなく、事業者との関係性について触れております。やはり、国が示したような包摂的とか、何かもうちょっと言葉を加えてもいいのかなと思っております。また、この中に、事業者との連携・協働といったものをより推進していくことが分かるような書きぶりをしていただくといいのではないかなと思っております。

(事務局)

この計画は、県の消費者行政施策を展開するための計画ですので、基本的には行政の

取組を書き込む計画になってございます。

(委員)

そうすると、基本方針3において、事業者との関係性についての記載が、少し弱いかなと思いますので、そのところを

ぜひ基本方針3に入れていただくようにしてもらえればよいと思います。

(会長)

今の御指摘は大変重要なところがあると思っております。この持続可能な社会の実現の項目に、事業者との連携・協働というのが入っていますが、今、委員がおっしゃったところは、持続可能な社会の実現の場面に限らず、この事業者との連携・協働が求められてくると思われることなども含めての御発言かと思えます。項目立ての仕方はなかなか難しいかもしれませんが、御意見として受け止めさせていただきます。事業者の方でも、いろいろな広報活動に御協力いただいたり、いろんな場面で連携・協働というところがあるかとも思います。そういったことでよろしかったですか。

(委員)

そうです。こういう協働が進むことでカスハラをなくしたり、消費者被害に遭うことをなくすため、協働を新たに位置づけてほしいなという思いです。

(委員)

ちょっと気になるのがこのカスタマーハラスメントです。最近よくマスコミで騒がれておりますし、東京都で条例ができたとも聞いていますが、富山県でカスタマーハラスメントは結構あるものでしょうか。それに対してどういう具体的なことをやられるのか、お聞かせください。

(事務局)

カスタマーハラスメントの状況については、ちょっと数字は把握しておりません。カスタマーハラスメント対策についてこの計画でどのように取り組んでいくかということをお説明しますと、まず消費者が事業者や販売店にものを言うことは、これは消費者の1つの権利だという認識です。ただし、その言い方とか伝え方が過度になるというか、やり過ぎてしまうと、それはやはりカスタマーハラスメントになるということで、消費者が適切な発言をできるような教育といいますか意識づけをするということで、この計画の中ではカスタマーハラスメント対策に取り組んでまいりたいと思います。

また、県の商工労働部でカスタマーハラスメントに取り組んでいますので、そういったところの施策等も聞いて計画の中に入れていきたいと思っています。

(委員)

小矢部市は、昨年の豪雨災害、そして今年の能登半島地震の災害と、二度の大きな災害を経験いたしました。そういった中で、今回つくづく思っておりますのは、災害時の情報収集、それから発信をどうしていけばいいか、このことをずっと、議論をしております。

確かに学校教育における消費者教育はそれなりに推進していると思っておりますが、今委員がおっしゃったように、地域社会での消費者教育の推進は、学校教育よりも少し遅れて

いるという気がします。災害に乗じたいろんな消費者トラブルというのももちろんございますので、ぜひ防災訓練の中で、こういった必要な情報発信をどのように取り組んでいけばよいかということ、計画で位置づけしていただければ、我々としては、それに沿ってやっていけるかなと思っております。

(会長)

この骨子(案)では、基本方針1の(2)の②に「地震等緊急時における必要な情報発信」と書いてあります。具体的な取組を見ると、発災時の対応について書かれているように見えるのですが、今の委員からの御発言は、平時の防災訓練などの中でも、そのようなことを心がけられるようにというような御趣旨もあるのかと思いますので、御参考にしていただければと思います。

(委員)

私も基本方針1で、悪質商法という言葉と、特殊詐欺という言葉は、やはり別に書いたほうがいいのかと思います。特殊詐欺は契約なしにだましてお金を振り込ませるものですが、悪質商法は原則契約を基に商品、サービスを悪質な方法で購入させるものなので、会長メモのとおり、私も賛同いたします。

また、他の委員さんからもカスハラの話が出ましたが、骨子の現状と課題のところ、事業者の現状と課題について、もう少し書かれたほうがいいのかと考えます。やはり、消費者、事業者、そして行政の三位一体でよりよい消費生活社会をつくっていくものだと思います。現状、本当にカスハラは切実な問題で、アルバイトさんが、お客さんが怖くて辞めてしまうということをよく耳にします。私も若い大学生の娘がいます。お客さんが怖いという相談を受けたこともあります。人権問題、労働問題、雇用問題、全てのものにつながる事なので、事業者の現状がどうなのか、どんな課題があるのかということも確認した上で対策を練っていくことが大事かと思えます。

最後、質問ですが、富山県消費生活相談員人材バンクを令和5年度から設定されていますが、実際に相談員がどの程度不足していて、制度を運用して何か成果はあったのかということをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

人材バンク制度は、令和5年度から運用されています。2名の方が登録をしています。まだ実際に消費生活センターで働いているところまでは行っていません。相談員さんの成り手不足、それと、相談員の高齢化ということが問題になっており、やはり次世代の相談員を確保するということが1つの行政の課題となっているところです。

(委員)

2点あります。1つ目は、これは文言の話なので意見として聞いていただければ結構です。基本方針1に安全・安心の確保とあります。よくセットで使われますが、安全は客観的な本当に起こること、安心は心の話なので非常に主観的で基準のない話だと思います。

安心に関しては、そもそも基本理念、ウェルビーイングという言葉の中にあります。県の施策として実施される場合には、安心をあえて外して、安全を確保するんだという

言い方にされたら良いと思いますし、実際にやらなくてはいけない事だと思います。なので、あえてここで安心という曖昧なことを書かずに具体的にやるということで、基本方針1を書かれたらよいのではないかという意見です。

もう1つ、カスハラに関してです。これはやはりシビアな問題だと思います。僕はまさに販売の現場にいますが、カスハラで本当に辞めていく人がおられます。富山県から対面販売をする小売店がなくなってもよいのならば、今の状態で続けられれば良いと思います。そして、これは商工労働部の問題ではなく、消費者との問題なので、この審議会でも真剣に取り組んでいただかないと最終的に対面の販売ができなくなります。インターネットでも、ひどいクレームが来ます。どうしても小売店は売りたいという気持ちから立場が弱くなりがちですが、もうその域を超えています。ショッピングセンターには、不燃ごみまで持ってくる方がおられます。ペットボトルのゴミ箱の中に生ごみを入れて捨てる方もいらっしゃいます。本当に生活そのものを見直さないとおかしなことになると実感しています。カスハラについては、他の部局に預けるのではなく、ここで取り組んでいただきたいと思います。

(会長)

基本方針1の安全・安心のところ、安心を外してはという御意見もありましたが、他の施策等との関係もあり、また、基本理念のウェルビーイングとの関係が必要になってくる部分もあるのかもしれないので、御意見は参考として、御検討いただいたらよいと思います。

また、カスタマーハラスメントの件は、大変深刻な問題です。基本方針3の持続可能な社会の実現の事業者との連携・協働のところ書かれておりますが、人に配慮した消費者行動というところにも含まれる部分になるかと思えます。

(委員)

どうやって情報を伝えるかというのが、今、一番頭の痛い問題です。紙での情報は、自分にとって必要のある情報であれば読みますが、どれだけペーパーを配っても、自分に必要のない情報であれば、情報は伝わりません。情報をどのように発信していくかがやはり大切なところです。これにつきましては、効果的な情報発信の関係も、消費者教育の推進の関係も同じかと思えます。

また、事業者との連携・協働の関係は、県の計画は県の計画、事業者は事業者ということではなくて、富山県と事業者が連携し、富山県民が幸せに安心して地域で暮らし続ける地域社会づくりを共に考えているような計画をつくっていただき、一緒に計画を進めていきたいと考えています。

(委員)

基本方針2の消費者教育の推進です。若年層においては、いろいろな消費者教育を受けたことがあるという方が増えておりますが、社会が高年齢化して、消費者問題が複雑化しています。出前講座をされる方は大変だと思いますが、消費者生活相談員を増員し、そして、地域に根差した出前講座などを継続的に実施するということが大切だと思います。

(会長)

地域に根差した消費者教育ということは、他の委員からも御意見として出ているところでもありますので、積極的に取り入れていただくのがよろしいのではないかと思います。

(委員)

計画の骨子(案)は、若年層、高齢者への対策が重要である点や、時代とともに課題が変わってきており、それに対応していく点とかといった視点も押さえられている基本計画になっていると思います。

また、具体的取組を考えるに当たり、【資料3】暮らしのアンケートの結果を、年代別の結果を出すことにより、例えば、小中学生への教育の在り方とか、高齢者に対する教育の在り方とか、何か具体的なやり方がもう少し見えてくるのではないかと思います。

また、子供からお年寄りまで、インターネットを介したトラブルが多くなっていますので、インターネットを介したこういうトラブルに特化した教材の開発も有効なのではないかと思います。

また、委員の先生方のお話を聞いていて、消費者の権利ももちろん尊重すべきですが、消費者の責任という面の教育も重要だと思いました。

(会長)

情報発信や人材の確保など、具体的なやり方をいろんな資料を基にして探っていくことが大切だということは、これまでも審議会で意見として出ているかと思います。

(委員)

消費者の自立の支援です。高齢者、障害者の方については、情報提供したりすることで、自分で対応できる方もおられれば、助けが必要な方もおられます。なので一律な対応というのはちょっと難しいと思います。

また、デジタル化を推進するというのは、今の時代、当然のことであり、どんどん推進しなくてはいけないのですが、骨子に記載されているように、デジタルリテラシーを理解できない人たちへの対応をどうしていくのかという課題があると思います。

【資料3】の12ページの消費者トラブルにあっても誰にも相談しなかった理由についてですが、トラブルに遭ったとき、以前は家族、身近な人に相談していたのが、今では、もう誰にも何も相談しないという回答が全体の1位になっており、人間関係がどんどん希薄化しています。

【資料3】の17ページの消費者教育に参加したことがない理由ですが、いろいろな講座が開催され、知識や理解を深めることができる機会がありますが、そういった機会があることを知らないのが参加できない方がおられます。先ほど講座への参加人数について、昨年度は2,000人程度だったものを、今年度は5,000人にするのが目標と言われましたが、それでは、5,000人にするための具体的対応策というのが一体何なのか、お聞きしたい。

デジタル化が進めば、対面、対話、コミュニケーションがこれまで以上になくなり、恐らく、これまで通りの社会が崩壊するんじゃないかと思っています。

(会長)

基本計画に盛り込むべきことと、そのさきに、計画や目標を達成するために具体的にどんなことをしていくのかという両方を考えていく必要があるということなのかと思います。

(委員)

基本方針1、2、3とありますが、この1、2、3の並びにどのような思いがあるのかを確認させてください。

(事務局)

基本計画は、さきに説明したように、計画の内容は条例が基本となります。また、条例の中には、消費者教育の推進も含まれています。そういう意味では、一番最初にくるのが、条例部分をカバーしている基本方針1となります。基本方針2と基本方針3について、どちらのほうの方が優先順位が高いのかは、ちょっと順番はつけられませんが、消費者問題を防ぐためには、消費者教育が非常に重要であることから、消費者教育の推進を2番に持ってきました。持続可能な社会の実現は、このことは世界的な要請でもありますし、並びとしてはそういう順番をつけてございます。

(委員)

基本方針1は、県民、市民の皆さんにとっては当然のごとくあってもいいものだと思います。私的にはどちらかというと基本方針2が結構重要だと思っています。というのも、今、携帯のアプリ1つで様々な物、物品を購入することができますが、その取引相手が外国の業者の場合があります。富山県、日本という枠組みの中で影響が及ぼせる事業者さんであれば、この基本方針1を徹底していけばある程度、消費者トラブルを未然に防げると思いますが、そうではない事業者との取引が容易にできる世の中に今後なっていくとすれば、利用する側の消費者教育、リテラシーを高めることのほうが重要になると思っています。

基本方針1、基本方針2、基本方針3の順番はこれでいいのですが、これからの時代、そういった消費者行動の環境があるということも念頭に、どこにプライオリティーを置くかというのを考えながら県の取り組みを進めていただけたらと思います。

(会長)

基本方針1、2、3と一応項目立てはしてありますが、相互に密接に関わる部分や、その方針にまたがるいろんな取り組みもあります。そのようなところも意識して施策を進めていただくことになると思います。

では、私以外の委員から全て発言をいたしました。あまり時間は残っていませんが、私の意見を簡単に述べさせていただきます。私のほうで意見メモというのをお配りしています。これは会長としての意見というのではなく、1人の委員としての意見ということでまとめたメモとご理解いただければと思います。

まず1ページ目。商品、サービス、取引の安全・安心の促進のところです。先ほど委員からも言及していただきましたが、悪質商法等による被害の防止というのを端的に加えたほうがよいのではないかという意見を述べています。

それから、次の②の中ほどです。事業者に対する適正な指導、苦情処理・紛争解決の促進のところで、事業者指導ということが書かれているのですが、県のほうでは行政処分等の法執行の権限も持っていますので、必要な場合にはそういった法執行も行うということで、そういったところも書き込んでいただいたらよいと考えています。

それから、2ページ目。(3)の相談体制の充実と関係機関との連携強化ですが、ここは、関係機関と書かれていますが、市町村は他の関係機関とは異なる位置づけがあるのではないかと考えております。具体的には、県のほうで市町村に対して必要な援助を行うということが消費者安全法でも書かれています。そういったところを意識した項目立てしたらどうかというのが私の意見です。

それから、その下の相談体制の充実のところでは、具体的取組にデジタル社会や取引環境の変化に応じた相談体制の整備というのを加えたらどうでしょうかと書きました。どんどん新しい技術や決済手段などが出てきて、相談員の努力だけではなかなか対応が大変なところもあります。そういった相談員の対応の援助をするためのマニュアルとか研修とか、そういったことに力を入れていただくことがよいのではないかと思います。

それから、基本方針2に関してです。具体的取組の中に、消費者教育コーディネーターの配置・活用を特に加えていただくことや、3ページで消費者教育に用いる教材などの作成を加えていただくことを提案しています。

それから、消費者教育の人材(担い手)の育成・活用というところでは、教職員の指導力の向上ということが書かれていますが、能力というよりは情報提供や教材の提供が大切だと思われます。そのようなことが意識できるような内容がよいと思います。また、小中高等学校を挙げられるのであれば、特別支援学校も列記された方がよいと思います。

それから、3ページの下です。基本方針3について具体的取組が書いてありますが、これまで本審議会においても、県が実際に行っている施策が紹介されています。ここに食品ロス・食品廃棄物削減、フードドライブとか地産地消とか、これまでの県の取組などを適切に取り込むような内容にさせていただくのがよいと思います。

それから、最後の4ページ目です。事業者との連携・協働というところでは、具体的取組として、事業者と消費者の協働を加えることについて、先ほど申しましたが、やはりいろんな場面で事業者と消費者の協働が重要になってきます。この持続可能な社会の実現に限らないことではありますが、どこかでそのようなことを書けたらよいと思っています。

カスタマーハラスメントの防止は、ここに書いたような理由で、防止という言葉は使わずに、カスタマーハラスメント対策とします。カスタマーハラスメント対策はいろいろな分野で取り組むべき課題だと思いますが、消費者行政、消費者教育などの分野でどのようなことができるかということ、ここで取り上げるということになると思います。

それから最後に、基本方針3のところでは、①、②という項目がありますが、さらに消費者団体との連携を項目に加えてはどうかと考えました。持続可能な社会の実現のためには、地域に密着した活動をしている消費者団体との連携が重要であると考えられます。本県においても、実際にそのような取組を消費者団体が果たされていると思います。

ので、大項目として必ず入れなくてはならないかということではなく、何らかの形で言及するのがよいと考えました。

それでは、一通り委員から御意見をいただきましたので、ここで議論は一区切りとさせていただきます。

なお、追加の御意見や御質問等がありましたら、お手元に意見用紙が配付されていますので、これを記入された上で事務局宛てに御提出いただきますようお願いいたします。事務局には、本日の意見を踏まえまして、発言の内容を計画に生かしていただきたいと思っております。

以 上